

保国発0621第1号  
平成23年6月21日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等  
の免除等の取扱いについて」の一部改正について

東日本大震災により被災した被保険者に係る一部負担金等の免除等の取扱いについては、「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて」（平成23年5月2日保国発0502第1号。以下「課長通知」という。）で示したところである。

今般、原子力災害対策本部が事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される「特定避難勧奨地点」を定め、当該地点に居住する住民に対する注意喚起並びに、避難の支援及び促進を行う方針を示したことを踏まえ、課長通知を別添のとおり改正することとしたので、貴管下保険者等関係各方面に対して周知徹底に遺漏なきよう配慮願いたい。  
(改正箇所は下線を引いた部分)

(別添)

保国発0502第1号

平成23年5月2日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

東日本大震災により被災した被保険者に対する  
一部負担金等の免除等の取扱いについて

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「法」という。）が、平成23年5月2日に公布されたところである。

これにより、国民健康保険においても入院時食事療養費等の額の特例措置が行われることとなったが、一部負担金に関する取扱いも含め、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」（平成23年5月2日付保発0502第3号。以下「局長通知」という。）と併せて、貴管下保険者等関係各方面への周知徹底、指導に遺漏のないよう配慮されたい。

また、特に今回の東日本大震災（以下「大震災」という。）の被災者の状況を踏まえると、制度を円滑に運営するためには、被保険者及び保険医療機関等に対して繰り返し周知することが必要であることから、広報等に特段のご配慮をお願いしたい。

記

第1 制度の概要

(1) 一部負担金の免除措置関係

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条第1項第2号の規定に基づき行う一部負担金の免除措置を講じるものであること。

## (2) 入院時食事療養費等の額の特例関係

平成23年3月11日から法第50条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間において、(1)の措置が講じられた被保険者に対し、入院時食事療養費及び入院時生活療養費並びに入院時の食事療養又は生活療養に関する保険外併用療養費、療養費及び特別療養費（以下「入院時食事療養費等」という。）の額について、特例措置を講じるものであること。

## 第2 一部負担金の免除措置について

一部負担金の支払猶予は、局長通知第2のⅢの1の(3)のとおり、原則として平成23年6月末までとし、同年7月1日以降は、通常どおり、被保険者が保険者から局長通知第2のⅢの1の(3)に定める国民健康保険一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）の交付を受け、保険医療機関等において診療等を受ける際に、当該免除証明書を被保険者証に添えて提出することにより、一部負担金等の免除を受けるものとする。ただし、行政機能の被災が著しい等の理由により、平成23年6月末までに免除証明書を発行することが困難である旨の申出を行った市町村（法第2条第2項に定める特定被災地方公共団体に限る。）の局長通知第2のⅢの1の(1)に定める免除対象国保被保険者（以下「免除対象国保被保険者」という。）については、同年7月1日以降も当分の間、一部負担金の支払猶予を継続することとするので、この特例的な取扱いが必要な市町村の国保被保険者は、様式第1により、平成23年5月16日までに県を通じて当課に申し出ること。なお、免除証明書の交付にあたっては、申請を待つことなく交付することを可能にするなど保険者の事務手続きの簡素化を図っているところであり、また、免除証明書の交付は被保険者及び保険医療機関等の負担軽減に資することも考慮し、この特例的な取扱いの申出は、やむを得ない場合に限ること。

また、申出当初に予定されていた免除証明書の交付完了時期を変更する必要が生じた場合においては、交付完了時期を早めるときは、変更後の交付完了時期の属する月の前々月の末日まで、交付完了時期を遅らすときは、当初の交付完了時期の属する月の前々月の末日までに、変更後の交付完了時期を様式第1に記載の上、再度、県を通じて当課に申し出ること。

なお、局長通知第2のⅢの1の(3) viの「市町村の全域が(1)の⑥又は⑦の指示の対象地域となっているもの」については、現時点では、福島県広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村が該当していること。

## 第3 一部負担金の免除措置の対象者について

一部負担金の免除措置は、免除対象国保被保険者に対し行うものであるが、その詳細については次のとおりであるので、その取扱いに留意されたいこと。

(1) 局長通知第2のⅢの1の(1)の①の「準じる被災をしたもの」とは、被災者生活再

建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに規定する長期避難世帯（以下「長期避難世帯」という。）に属する者であること。

- (2) 局長通知第2のⅢの1の(1)の②から⑤までの「主たる生計維持者」とは、世帯主（組合員）を想定しているが、所得に関する証明書等により、生計維持関係が判別できる場合は、柔軟に判断して差し支えない。
- (3) 局長通知第2のⅢの1の(1)の②の「重篤な傷病」とは、1か月以上の治療を有すると認められる者を対象とするものであること。
- (4) 局長通知第2のⅢの1の(1)の⑥又は⑦の指示があった日は、現時点では、次のとおりであること。

福島第1原子力発電所から半径10km圏内の地域	3月11日
福島第1原子力発電所から半径10～20km圏内の地域	3月12日
福島第2原子力発電所から半径10km圏内の地域	3月12日
福島第1原子力発電所から半径20～30km圏内の地域	3月15日
局長通知第2のⅢの1の(1)の⑦の指示の対象地域	4月22日

- (5) 局長通知第2のⅢの1の(1)の⑥の屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示が4月22日に解除された地域については、6月末までの間に受けた療養について免除措置を適用すること。（局長通知第2のⅢの1の(2)関係）
- (6) 局長通知第2のⅢの1の(1)の⑨の「上記の各号に準じる者」については、例えば次のような者が該当するものであること。なお、認定に当たり保険者は、被災者救済の観点から個々の事例に応じて社会通念上適切かつ柔軟に判断するものであること。

- ① 平成23年3月11日以降に新たに出産、結婚その他これに準ずる理由により、免除措置を受ける世帯に属することとなった者
- ② 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示又は同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示又は市町村から特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。以下同じ。）として特定した旨の通知があった日以降に、新たに出産、結婚その他これに準ずる理由により、免除措置を受ける世帯に属することとなった者

なお、局長通知第2のⅢの1の(1)の①から⑤までに該当する被保険者であって平成23年3月11日以降に特定被災区域から他の市町村へ転入した者及び局長通知第2のⅢの1の(1)の⑥から⑧までのいずれかに該当する被保険者であって指示又は特定があった日以降に特定被災区域から他の市町村へ転入した者についても、免除対象国保被保険者であること。

#### 第4 入院時食事療養費等の額の特例について

- (1) 入院時食事療養費等の額の特例の対象者は、免除対象国保被保険者であること。
- (2) 当該特例措置は、法第50条の厚生労働大臣が定める日までの間に限って講じられるものであり、当該厚生労働大臣が定める日は、現在のところ平成23年8月31日を予定しているが、この日付は特定被災区域における災害救助法による救助の実施状況如何により延長されることがありうること。延長された場合においては、その時点で通知することとしているが、その際、再度、期限について周知徹底をお願いすることとなること。
- (3) その他の取扱いについては、一部負担金の免除措置に準じること。  
なお、入院時食事療養費等の額の特例措置の申請については、一部負担金の免除措置に係る申請をもって行われたものとみなして差し支えないこと。
- (4) 保険者は、(3)の申請を受理した場合においては、免除証明書を交付すること。

#### 第5 一部負担金の免除措置（入院時食事療養費等の額の特例措置）の申請に関する事項

- (1) 一部負担金の免除措置（入院時食事療養費等の額の特例措置）に係る申請（以下「免除申請」という。）については、当該免除措置等を受ける世帯の世帯主（組合員）によるものとする。

また、免除申請に当たっては、免除措置等を受けるに当たり必要な申請書（様式第2。以下「免除申請書」という。）に被保険者証等及び免除対象国保被保険者である事実を確認できる書類を添付すること。なお、当該書類は次のようなものが考えられること。

- ① 住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした場合  
り災証明書・被災証明書  
(航空写真を活用して全壊と判定したことが確認できる場合や、長期避難世帯として取り扱う区域に住所を有していることが確認できる場合は書類の提出を要しない。)
- ② 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合  
イ 主たる生計維持者が死亡した場合  
i り災証明書・被災証明書  
ii iにその旨の記載がない場合は、死亡診断書  
iii iiのみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書  
iv 警察の発行する死体検案書  
ロ 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合  
医師の診断書
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合

- i 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)の規定に基づき、行方不明となった者の死亡推定の特例を適用し、支給決定された公的給付等(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく遺族補償年金等)の支給決定通知書の写し
  - ii 主たる生計維持者が行方不明であることを理由として、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に規定する災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類の写し
  - iii 第三者(事業主、病院長、施設長、民生委員、隣人等)の証明書
  - iv その他これらに準じる書類
- ④ 大震災により主たる生計維持者が業務を廃止し、若しくは休止し、又は失職し、現在収入がない場合
- i 公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの(税務署に提出される廃業届、異動届の写し等)
  - ii 事業主等による証明書(公的に発行される書類による確認が困難な場合に限る。)
- ⑤ 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行っている場合又は同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている場合
- 避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの(保険者において対象地域に住所を有していたことが確認できる場合は書類の添付を要しない。)
- ⑥ 特定避難勧奨地点として原子力災害現地対策本部の長の特定の対象となっている場合
- 原子力災害現地対策本部の長が特定避難勧奨地点として特定した住居に居住しているため、避難を行っていることが確認できるもの
- (2) (1)に掲げる書類の入手が困難である場合には、申請者による申し立てを認めるものであること。この場合、親類又は知人による証明を受けることが好ましいものであること。ただし、第5の(1)の③に掲げる書類の入手が困難である場合には、これらの書類の添付に代えて、保険者が警察当局に次の方法により照会することで確認することが可能であり、これによっても確認できない場合には、申請者による申し立てを認めるものであること。
- i 申請を受け付けた保険者において、行方不明者一覧表(以下「一覧表」という。)(別紙1)及び送付書(別紙2)を作成し、主たる生計維持者の行方が不明である旨の届出をした警察の住所を管轄する都道府県警察本部(以下「警察」という。)宛てに郵送すること。(別紙3参照)なお、保険者から警察への送付は、定期的に、特に急を要する場合には随時行うものとする。

ii 保険者から送付を受けた警察は、一覧表に記載された行方不明者の把握状況について確認を行い、その確認結果について一覧表の「警察記入」欄に記載のうえ、送付先の保険者へ返送することとなるため、警察から一覧表が返送された保険者においては、警察からの回答内容を確認のうえ、行方不明者であることの認定を行うこと。

- (3) (1)にかかわらず、保険者自ら災証明書等を交付しているため被災事実を把握している等の場合は、保険者の判断により、申請を待つことなく免除証明書を交付しても差し支えないこと。

## 第6 免除等の認定

- (1) 保険者は、被保険者が免除申請に際して提出する書類により、局長通知の第2のⅢの1の(1)及び本通知の第3に定める一部負担金の免除措置等の要件に該当していることを確認の上、免除対象国保被保険者であることを認定するものであること。
- (2) 保険者は、(1)の認定を行った際に一部負担金免除等台帳（以下「免除台帳」という。）に被保険者証の記号番号等必要事項を記載するとともに、併せて免除の認定を受けた者（以下「免除認定者」という。）の氏名、発行年月日、有効期間等必要事項を記載すること。
- (3) 保険者が免除対象国保被保険者に該当しないと認めるときは、免除台帳に却下年月日等を記載するとともに、免除申請却下通知書等を作成し、申請者に通知すること。

## 第7 免除証明書の取扱い等に関する事項

- (1) 第5の(1)による免除申請を受けた保険者は認定を行い、免除証明書を被保険者に対して交付すること。この場合、交付する免除証明書は、様式第3に従うこと。
- (2) 免除証明書の有効期間は、一部負担金免除については、局長通知第2のⅢの1の(1)の①、②、④及び⑤については平成23年3月11日から平成24年2月29日まで、局長通知第2のⅢの1の(1)の③については平成23年3月11日から平成24年2月29日までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまで、局長通知第2のⅢの1の(1)の⑥及び⑦については指示があった日から平成24年2月29日まで、局長通知第2のⅢの1の(1)の⑧については通知があった日から平成24年2月29日までとすること。ただし、局長通知第2のⅢの1の(1)の⑥から⑧までのいずれかに該当する者であって平成24年2月29日までの間において当該指示又は特定が解除されたものについては、別途定める日までの間とすること。

入院時食事療養費等の額の特例については、第4の(2)のとおり、局長通知第2のⅢの1の(1)の①、②、④、⑤、⑥、⑦及び⑧については当面平成23年8月31日まで、局長通知第2のⅢの1の(1)の③については平成23年8月31日までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでとすること。ただし、局長通知第2のⅢの1の(1)

の⑥から⑧までのいずれかに該当する者であって平成23年8月31日までの間において当該指示又は特定が解除されたものについては、別途定める日までの間とすること。

- (3) 免除証明書を交付する際には、免除認定者に対し、次の点について周知すること。
- ・ 保険医療機関等の窓口免除証明書を提出した場合に、一部負担金等が免除されること。したがって、保険医療機関等において診療等を受ける際に、当該保険医療機関等の窓口被保険者証（保険薬局にあっては処方せん）に添えて、免除証明書を提出すること。
  - ・ 被保険者証等の記載事項に変更があったときは、被保険者証等の記載事項の変更と併せ、免除証明書の記載事項についての変更を行う必要があること。
  - ・ 免除認定者が被保険者資格を喪失した場合又は免除証明書の有効期限に達した場合には、免除証明書を返還しなければならないこと。

#### 第8 免除対象国保被保険者が既に支払った一部負担金等の還付について

- (1) 局長通知第2のⅢの1の(4)又は2の(4)により一部負担金等の還付を受けようとする者は、様式第4による国民健康保険一部負担金等還付申請書（以下「還付申請書」という。）に、理由を記載した上で保険者に申請すること。
- (2) 還付申請書には、第5の(1)の①から⑥までに掲げる書類のほか、保険医療機関等が発行した領収証又は既に支払った一部負担金等の額を確認する書類を添付すること。
- (3) 還付申請書と併せて免除申請書が提出されたときは、保険者は免除申請者が要件に該当すると認められ、局長通知第2のⅢの1の(2)に定める免除措置の期間内である場合には、免除証明書の発行を行うこととすること。
- (4) 保険者は、還付申請書の添付書類により、還付を申請する理由が妥当であると認めた場合には、現に支払った一部負担金等を申請者に還付すること。この場合には、平成23年6月末までに免除証明書の交付が間に合わず、免除証明書が交付されるまでの間に、被保険者等が保険医療機関等に一部負担金等を支払った場合についても含まれること。
- (5) なお、保険者は、一部負担金等を支払った免除認定者が受診当時70歳から74歳の者（現役並み所得者を除く。）であって、当該免除認定者が保険医療機関等において医療費の1割相当分を超える一部負担金等を支払った場合には、当該免除認定者に対して一部負担金等を還付することに加えて、医療費の1割相当分について、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金から支出されるべきものとして、審査支払機関に対して請求すること。また、受診当時70歳から74歳の者に係る療養費の請求についても、同様の取扱いとすること。

#### 第9 被保険者証等の再交付について

- (1) 被保険者証等の再交付の時期
- 被保険者証等の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保



険者証等の提示について」(平成 23 年 3 月 11 日付厚生労働省保険局医療課事務連絡)により、保険医療機関等の窓口での提示を不要としているほか、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う高齢受給者証等の取扱い」(平成 23 年 3 月 25 日付厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)により、高齢受給者証の有効期限の延長を認めているところであるが、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」(平成 23 年 5 月 2 日付厚生労働省保険局医療課事務連絡)により、平成 23 年 7 月 1 日以降は、保険医療機関等において、原則どおり被保険者証等の提示により資格確認等を行う取扱いとなることから、6 月末までに被保険者証等を確実に交付するよう努められたいこと。

(2) 再交付の事務作業に対する支援

大震災で被害を受け、被保険者証等の作成が困難な保険者については、国民健康保険団体連合会に被保険者証等の作成の委託をすることが可能であること。

#### 第 10 被保険者に対する周知徹底について

今回の大震災による被災者の状況を踏まえ、特に次の点について、被保険者に対する周知徹底に努められたいこと。

- (1) 平成 23 年 7 月 1 日以降、被保険者証等を保険医療機関等の窓口提示しなければ、保険診療を受けられなくなるため、被保険者証等を紛失した被保険者にあつては、再交付申請を行う必要があること。
- (2) 平成 23 年 7 月 1 日以降、免除証明書を保険医療機関等の窓口提出しない場合には一部負担金等の支払いが必要となるため、一部負担金等の免除申請を行う必要があること。(第 2 により平成 23 年 7 月 1 日以降も保険医療機関等の窓口における一部負担金の支払猶予を行う保険者を除く。)

#### 第 11 一部負担金の免除に要する費用等に対する財政支援について

今回の大震災における保険者の対応に対しては、第一次補正予算に計上された国民健康保険災害臨時特例補助金及び特別調整交付(補助)金により国庫補助を行う予定であり、交付要綱は別途通知することとしているが、次の点に留意されたいこと。

- (1) 一部負担金等の免除を行った場合には、その 10 分の 8 に相当する額を国民健康保険災害臨時特例補助金の交付対象とするとともに、残りの 10 分の 2 に相当する額を特別調整交付(補助)金の対象とする予定であること。

なお、特定被災区域に該当しない市町村に免除対象国保被保険者が転入した場合についても、同様の取扱いとすること。

- (2) 市町村が第 9 の(2)により委託を行った場合には、当該委託に要した費用について、国庫補助を行う予定であること。
- (3) 市町村が第 10 により被保険者に対する周知徹底を行った場合には、当該周知徹底

に要した費用について、国民健康保険災害臨時特例補助金の交付対象とする予定であること。

行方不明者一覧表（〇月〇日～〇月〇日受付分）

〇〇〇（各保険者名）

項番	区分	ふりがな 氏名	生年月日 (電話番号)	性別 (続柄)	住所	行方不明年月日	届出年月日 (届出先警察)	警察記入欄	備考
1	(行方不明者)	ホケン 伊チロウ 保険 一郎	昭和XX年XX月XX日	男	岩手県盛岡市盛岡X-X-X-X	平成23年3月11日	平成XX年XX月XX日	一致・一部一致・不明	
	(申請者)	ホケン ハナコ 保険 花子	(03-XXXX-XXXX)	(妻)	岩手県盛岡市盛岡X-X-X-X		(〇〇〇警察)		
2	(行方不明者)	ホケン ジロウ 保険 二郎	昭和XX年XX月XX日	男	岩手県盛岡市盛岡X-X-X-X	平成23年3月11日	平成XX年XX月XX日	一致・一部一致・不明	
	(申請者)	ホケン ヒロコ 保険 弘子	(03-XXXX-XXXX)	(妻)	岩手県盛岡市盛岡X-X-X-X		(〇〇〇警察)		

(注1) 電話番号欄は申請者の電話番号を記載すること。  
(注2) 届出年月日、届出先警察欄には、申請者が行方不明者について、警察への届出をしていると申し立てをしている場合において、その届出年月日、届出先警察を記載すること。  
(注3) 備考欄には、警察で確認した結果、不一致となった事項等について記載すること。

(照会番号 XXXXXX)

## 送 付 書

〇〇〇県警察本部 御中

別添のとおり、行方不明者一覧表を送付しますので、確認のうえ返送願いたい。

記

保険 太郎 他 XXX 名

平成 XX 年 XX 月 XX 日

〇〇〇〇各保険者名 (担当〇〇)

電話 : XX-XXXX-XXXX

## 都道府県警察 照会窓口

別紙3

H23.6.11現在

	郵便番号	所在地		担当課	係名	代表電話番号	内線	F A X 番号	内線	メールアドレス
警察庁	100-8974	千代田区霞が関2-1-2	警察庁	生活安全企画課	相談・指導係	03-3581-0141	3025・3027	03-3581-0096	直通	yshin10@npa.go.jp
北海道	060-8520	札幌市中央区北2条西7丁目	北海道警察本部	生活安全企画課	生活安全係	011-251-0110	3035	011-251-3291	直通	なし
青森県	030-0801	青森市新町2-3-1	青森県警察本部	生活安全企画課	保護係	017-723-4211	3045	017-776-1497	直通	E10100I@plc.pref.aomori.jp
岩手県	020-8540	盛岡市内丸8-10	岩手県警察本部	生活安全企画課	生活安全企画係	019-653-0110	3023	019-653-2111	直通	DF008@pref.iwate.jp
宮城県	980-8410	仙台市青葉区本町3-8-1	宮城県警察本部	生活安全企画課	生活安全係	022-221-7171	3024	022-221-7171	3019	se-skika@mail.police.pref.miyagi.jp
秋田県	010-0951	秋田市山王4-1-5	秋田県警察本部	生活安全企画課	生活安全係	018-863-1111	3024	018-866-8145	直通	なし
山形県	990-8577	山形市松波2-8-1	山形県警察本部	生活安全企画課	生活安全企画係	023-626-0110	3022・3023	023-630-2937	直通	vpseiki@pref.yamagata.jp
福島県	960-8686	福島市杉妻2-16	福島県警察本部	生活安全企画課	保護係	024-522-2151	3024	024-524-0899	直通	なし
東京都	100-8929	千代田区霞が関2-1-1	警視庁	少年育成課	保護相談係	03-3581-4321	30752	03-3591-8581	直通	なし
茨城県	310-8550	水戸市笠原町978-6	茨城県警察本部	生活安全総務課	企画指導係	029-301-0110	3422	029-301-9565	直通	keiseisou@pref.ibaraki.lg.jp
栃木県	320-8510	宇都宮市塙田1-1-20	栃木県警察本部	生活安全企画課	企画係	028-621-0110	3022	028-627-6167	直通	なし
群馬県	371-8580	前橋市大手町1-1-1	群馬県警察本部	生活安全企画課	企画・指導係	027-243-0110	3033	027-223-7866	直通	gp-keiseiki@pref.gunma.jp
埼玉県	330-8533	さいたま市浦和区高砂3-15-1	埼玉県警察本部	生活安全企画課	行方不明・保護対策係	048-832-0110	3045・3046	048-825-7152	直通	なし
千葉県	260-8668	千葉市中央区長洲1-9-1	千葉県警察本部	生活安全総務課	行方不明・保護対策係	043-201-0110	3025	043-224-8590	直通	なし
神奈川県	231-8403	横浜市中区海岸通2-4	神奈川県警察本部	生活安全総務課	保護対策班	045-211-1212	3056	045-211-1212	3059	kpps02@police.pref.kanagawa.jp
新潟県	950-8553	新潟市新光町4-1	新潟県警察本部	生活安全企画課	企画指導係	025-285-0110	3021・3024	025-284-7445	直通	seiankikaku@nphitec.niigata.niigata.jp
山梨県	400-8586	甲府市丸の内1-6-1	山梨県警察本部	生活安全企画課	生活安全係	055-235-2121	3032	055-227-7830	直通	kst-seian@yamanashi.lg.jp
長野県	380-8510	長野市大字南長野字幅下692-2	長野県警察本部	生活安全企画課	地域安全推進室	026-233-0110	3044	026-233-0108	直通	police-seikatsuanzenkikaku@pref.nagano.lg.jp
静岡県	420-8610	静岡市追手町9-6	静岡県警察本部	生活安全企画課	行方不明保護対策係	054-271-0110	711-3035	054-271-0110	711-3019	なし
富山県	930-8570	富山市新緑曲輪1-7	富山県警察本部	生活安全企画課	企画係	076-441-2211	3022・3026	076-444-1167	直通	kenkei01@tpp.pref.toyama.lg.jp
石川県	920-8553	金沢市鞍月1-1	石川県警察本部	生活安全企画課	企画係	076-225-0110	3052・3034	076-225-0110	3019	bohan@police.pref.ishikawa.lg.jp
福井県	910-8515	福井市大手3-17-1	福井県警察本部	生活安全企画課	企画指導係	0776-22-2880	3024	0776-25-0347	直通	seiki@pref.fukui.lg.jp
岐阜県	500-8501	岐阜市藪田南2-1-1	岐阜県警察本部	生活安全総務課	企画係	058-271-2424	3023・3024	058-277-3789	直通	c18879@pref.gifu.lg.jp
愛知県	460-8502	名古屋市中区三の丸2-1-1	愛知県警察本部	生活安全総務課	保護対策室保護指導係	052-951-1611	3027	052-951-1678	直通	seianso@police.pref.aichi.lg.jp
三重県	514-8514	津市栄町1-100	三重県警察本部	生活安全企画課	地域安全係	059-222-0110	3037	059-222-0110	3019	anzen@police.pref.mie.jp
滋賀県	520-8501	大津市打出浜1-10	滋賀県警察本部	生活安全企画課	犯罪抑止第二係	077-522-1231	3035	077-522-1231	3019	PA1101@pref.shiga.lg.jp
京都府	602-8550	京都市上京区下立売通釜座東入敷/内町85	京都府警察本部	生活安全対策課	ストーカー対策係	075-451-9111	3473	075-431-6445	直通	なし
大阪府	540-8540	大阪市中央区大手前3-1-11	大阪府警察本部	生活安全総務課	保護係	06-6943-1234	30221・30226	06-6945-4453	直通	bouhan@police.pref.osaka.jp
兵庫県	650-8510	神戸市中央区下山手通5-4-1	兵庫県警察本部	生活安全企画課	生活安全第二係	078-341-7441	3047	078-351-7842	直通	なし
奈良県	630-8578	奈良市登大路町80	奈良県警察本部	生活安全企画課	企画・保護係	0742-23-0110	3022・3023	0742-23-0110	3019	なし
和歌山県	640-8588	和歌山市小松原通1-1-1	和歌山県警察本部	生活安全企画課	企画指導係	073-423-0110	3047	073-433-7656	直通	e8008001@pref.wakayama.lg.jp □
鳥取県	680-8520	鳥取市東町1-271	鳥取県警察本部	生活安全企画課	企画係	0857-23-0110	3021	0857-23-0110	3019	k_seiananzensoudan@pref.tottori.jp
島根県	690-8510	松江市殿町8-1	島根県警察本部	生活安全企画課	安全まちづくり推進室	0852-26-0110	3052	0852-24-9110	直通	pph-seiki@pref.shimane.lg.jp
岡山県	700-8512	岡山市内山下2-2-6	岡山県警察本部	生活安全企画課	企画係	086-234-0110	3021・3020	086-234-0110	3019	pseikatu@pref.okayama.lg.jp
広島県	730-8507	広島市中区基町9-42	広島県警察本部	生活安全総務課	保護・行方不明者係	082-228-0110	3042	082-228-1109	直通	Y0773128@hpawan01.npa
山口県	753-8504	山口市滝町1-1	山口県警察本部	生活安全企画課	地域安全第一係	083-933-0110	3017	083-928-5019	直通	seiankikaku@police.pref.yamaguchi.lg.jp
徳島県	770-8510	徳島市万代町2-5-1	徳島県警察本部	生活安全企画課	生活安全係	088-622-3101	3036	088-652-4410	直通	seian-s@police.pref.tokushima.lg.jp
香川県	760-8579	高松市番町4-1-10	香川県警察本部	生活安全企画課	保護係	087-833-0110	3026	087-833-2231	直通	seikatuanzen@pref.kagawa.lg.jp
愛媛県	790-8573	松山市南堀端町2-2	愛媛県警察本部	生活安全企画課	生活安全企画係	089-934-0110	3032・3033	089-934-0110	直通	hanzaiyokusi@police.pref.ehime.jp
高知県	780-8544	高知市丸の内2-4-30	高知県警察本部	生活安全企画課	警察総合相談係	088-826-0110	3016・3017	088-826-0110	3019	bouhan@police.pref.kochi.jp
福岡県	812-8576	福岡市博多区東公園7-7	福岡県警察本部	生活安全総務課	保護対策係	092-641-4141	3028	092-643-2163	直通	seian@police.pref.fukuoka.jp
佐賀県	840-8540	佐賀市松原1-1-16	佐賀県警察本部	生活安全企画課	ストーカー・DV対策係	0952-24-1111	3045	0952-24-1111	3019	kusaba-atumi@pref.saga.lg.jp
長崎県	850-8548	長崎市万才町4-8	長崎県警察本部	生活安全企画課	安全係	095-820-0110	3027	095-820-1269	直通	npp-gaitai@police.pref.nagasaki.jp
熊本県	862-8610	熊本市水前寺6-18-1	熊本県警察本部	生活安全企画課	行政第二係	096-381-0110	3454	096-381-0110	3019	seianki@poppy.ocn.ne.jp
大分県	870-8502	大分市大手町3-1-1	大分県警察本部	生活安全企画課	保護係	097-536-2131	3024	097-537-2114	直通	なし
宮崎県	880-8509	宮崎市旭1-8-28	宮崎県警察本部	生活安全企画課	警察安全相談係	0985-31-0110	3053	0985-31-0110	3019	なし
鹿児島県	890-8566	鹿児島市鴨池新町10-1	鹿児島県警察本部	生活安全企画課	生活安全係	099-206-0110	3021・3025 3026・3027	099-206-2655	直通	kp-seian@pref.kagoshima.lg.jp
沖縄県	900-0021	那覇市泉崎1-2-2	沖縄県警察本部	生活安全企画課	企画指導係	098-862-0110	3021・3023	098-862-0110	3019	なし

# 免除証明書交付完了時期延長希望市町村リスト

(様式1)

県名	〇〇県
----	-----

	市町村名	免除証明書の交付完了の時期(見込み)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		

# 国民健康保険一部負担金等免除申請書

(様式2)

被保険者証番号	記号		番号	
被保険者	住所		生年月日	昭・平 . .
	氏名		性別	男・女
被保険者	住所		生年月日	昭・平 . .
	氏名		性別	男・女
被保険者	住所		生年月日	昭・平 . .
	氏名		性別	男・女
被保険者	住所		生年月日	昭・平 . .
	氏名		性別	男・女
被保険者	住所		生年月日	昭・平 . .
	氏名		性別	男・女
被保険者	住所		生年月日	昭・平 . .
	氏名		性別	男・女
免除を申請する理由	東日本大震災により 1 住家が全半壊（全半焼）又はこれに準ずる被災をしたため 2 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったため 3 主たる生計維持者の行方が不明のため 4 大震災により主たる生計維持者が事業を廃止又は休止したため 5 大震災により主たる生計維持者が失業し、現在収入がないため 6 福島原発の避難指示地域又は屋内退避指示地域に指定されたため 7 福島原発の計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定されたため 8 特定避難勧奨地点に居住しており、避難を行っているため			

以上申請します。

平成 年 月 日

申請者

住所

氏名

印

市 町 村 長

(国民健康保険組合理事長)

殿

※ 下記については、証明書類の添付ができない方のみ記入してください。

証明書類が添付できない理由	
免除措置開始年月日（この欄は記入しないでください。）	

（※欄に記入された方の関係者の方が記入してください。）

申請者 \_\_\_\_\_ の申立が正しいことを証明します。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住 所

氏 名

印

申請者との関係

市 町 村 長 殿

（ 国 民 健 康 保 険 組 合 理 事 長 ）

● 申請する際、被保険者証を提出するとともに必要に応じて、以下の書類を添付してください。

- ① 住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした場合  
り災証明書・被災証明書  
(航空写真を活用して全壊と判定したことが確認できる場合や、長期避難世帯として取り扱う区域に住所を有していることが確認できる場合は書類の提出を要しない。)
- ② 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合  
イ 主たる生計維持者が死亡した場合  
i り災証明書・被災証明書  
ii iにその旨の記載がない場合は、死亡診断書  
iii iiのみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書  
iv 警察の発行する死体検案書  
ロ 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合  
医師の診断書
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合  
i 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)の規定に基づき、行方不明となった者の死亡推定の特例を適用し、支給決定された公的給付等(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく遺族補償年金等)の支給決定通知書の写し  
ii 主たる生計維持者が行方不明であることを理由として、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に規定する災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類の写し  
iii 第三者(事業主、病院長、施設長、民生委員、隣人等)の証明書  
iv その他これらに準じる書類
- ④ 大震災により主たる生計維持者が業務を廃止し、若しくは休止し、又は失職し、現在収入がない場合  
i 公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの(税務署に提出される廃業届、異動届の写し等)  
ii 事業主等による証明書(公的に発行される書類による確認が困難な場合に限る。)
- ⑤ 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行っている場合又は同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている場合  
避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの(保険者において対象地域に住所を有していたことが確認できる場合は書類の添付を要しない。)
- ⑥ 特定避難勧奨地点として原子力災害現地対策本部の長の特定の対象となっている場合  
原子力災害現地対策本部の長が特定避難勧奨地点として特定した住居に居住しているため、避難を行っていることが確認できるもの



国民健康保険一部負担金等免除証明書
-------------------

被保険者証	記 号		番 号	
被保険者氏名	男・女	生年月日	昭・平	. .
世帯主氏名 又は 組合員氏名	男・女			
住 所				
特 例 の 内 容 及 び 有 効 期 間	<input type="radio"/> 一部負担金の免除 (平成 年 月 日から平成 年 月 日まで) <input type="radio"/> 入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額の免除 (平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)			

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

市 町 村 長  
(国民健康保険組合理事長) 印

この証は、東日本大震災により被災した被保険者が保険医療機関等で診療等を受けた際に支払う一部負担金等の免除措置を受けられることを証明するものです。

1. 保険医療機関等の窓口で、この証明書を被保険者証に添えて提出してください。
2. 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村（組合）に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
3. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村（組合）にその旨を届け出て下さい。
4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

# 国民健康保険一部負担金等還付申請書

(様式4)

被保険者証	記号		番号	
世帯主 (組合員)	氏名	男・女	生年月日	昭・平 . .
	住所			
療養を受けた者	氏名	男・女	生年月日	昭・平 . .
療養を受けた保険医療機関等		名称		
		所在地		
療養を受けた期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
療養に対し支払った一部負担金等の額			円	
還付を申請する理由				
<p>1 平成23年6月30日以前に療養を受けた際、一部負担金等を既に支払ったため</p> <p>2 一部負担金等の免除等が受けられることを知らなかったため</p> <p>3 免除証明書の交付を受けることが遅れたため</p> <p>4 その他やむを得ない理由により、保険医療機関等の窓口で免除証明書の提出ができなかったため</p> <p>( )</p>				

(注) 保険医療機関等で支払った額のうち、還付の対象となるのは一部負担金並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る標準負担額のみです。

以上申請します。

平成 年 月 日

申請者

住所

氏名

印

市 町 村 長 殿  
(国民健康保険組合理事長)

保高発0621第1号  
平成23年6月21日

都道府県後期高齢者医療主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長

「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の  
免除等の取扱いについて」の一部改正について

東日本大震災により被災した後期高齢者医療制度の被保険者に係る一部負担金等の免除等の取扱いについては、「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて」（平成23年5月2日保高発0502第1号。以下「一部負担金等免除等通知」という。）で示したところである。

今般、平成23年6月16日に、原子力災害対策本部が事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される「特定避難勧奨地点」を定め、そこに居住する住民の方に対する注意喚起、避難の支援や促進を行う方針を示したこと等を踏まえ、一部負担金等免除等通知を別添のとおり改正するので、貴管下の後期高齢者医療広域連合、市町村（特別区を含む）等関係各方面への周知徹底、指導に遺漏なきよう配慮されたい。

（改正カ所は下線を引いた部分）

【別添】

保高発0502第1号  
平成23年5月2日

都道府県後期高齢者医療主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長

東日本大震災により被災した被保険者に対する  
一部負担金等の免除等の取扱いについて

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「法」という。）については、本日公布されたところである。

これにより、後期高齢者医療制度においても入院時食事療養費、入院時生活療養費等の額の特例措置等が行われることとなったが、その他一部負担金の免除に関する取扱いも含め、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」（平成23年5月2日付け保発0502第3号。以下「局長通知」という。）と併せて、下記の事項に留意し、その適正な運営を期するとともに、貴管下の後期高齢者医療広域連合、市町村（特別区を含む。以下同じ。）等関係各方面への周知徹底、指導に遺漏なきよう配慮されたい。

また、制度を円滑に運営するに当たっては、被保険者及び保険医療機関等に対する周知徹底が必須となることを御承知のうえ、遺漏なきよう配慮されたい。

本特例制度の運用に当たっては、必要に応じ逐次厚生労働省関係部局に相談することとされたい。

記

## 1 一部負担金の免除措置の対象者について

一部負担金の免除措置の対象者については、「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予並びに徴収に関する処分<sup>1</sup>の取扱いについて」（平成20年3月24日付け保総発第0324005号。以下「一部負担金免除等通知」という。）の第一の1において示されているところであるが、東日本大震災（以下「大震災」という。）の被害の甚大さ等にかんがみ、今般、局長通知により一部負担金免除の対象者の特例<sup>2</sup>についての取扱いが示されたところである。

については、局長通知第2のIVの1の(1)に定める免除対象後期高齢者医療被保険者（以下「免除対象後期高齢者医療被保険者」という。）については、以下のとおりであるので、その取扱いに留意されたいこと。

(1) 局長通知第2のIVの1の(1)の①の「準ずる被災をしたもの」とは、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに規定する長期避難世帯（以下「長期避難世帯」という。）に属する者であること。

(2) 局長通知第2のIVの1の(1)の②の「重篤な傷病」とは、1か月以上の治療を要すると認められるものであること。

(3) 局長通知第2のIVの1の(1)の②から⑤までの「主たる生計維持者」とは、世帯主を想定しているが、所得に関する証明書等により、生計維持関係が判別できる場合は、柔軟に判断して差し支えないこと。

(4) 局長通知第2のIVの1の(1)の⑥及び⑦の指示があった日は、現時点では、以下のとおりであること。

福島第1原子力発電所から半径10km圏内の地域	3月11日
福島第1原子力発電所から半径10～20km圏内の地域	3月12日
福島第2原子力発電所から半径10km圏内の地域	3月12日
福島第1原子力発電所から半径20～30km圏内の地域	3月15日
局長通知第2のIVの1の(1)の⑦の指示の対象地域	4月22日

(5) 局長通知第2のIVの1の(1)の⑥の屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示が平成23年4月22日に解除された地域については、平成23年6月30日までの間に受けた療養について免除措置を適用すること。（局長通知第2のIVの1の(2)関係）

(6) 局長通知第2のIVの1の(1)の⑨の「上記の各号に準ずる者」については、例えば次のような者が該当するものであること。なお、認定に当たり後期高齢者医療広域連合は、被災者救済の観点から個々の事例に応じて社会通念上適切に判断するものであること。

① 平成23年3月11日以降に新たに免除措置の対象となる世帯に属することとなった者

② 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項の規定による、避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示、同法第 20 条第 3 項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示又は特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第 17 条第 8 項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv を超えると推定されるとして特定した住居をいう。以下同じ。）として特定した旨の通知があった日以降に、新たに免除措置の対象となる世帯に属することとなった者

なお、局長通知第 2 の IV の 1 の (1) の①から⑤までに該当する被保険者であって平成 23 年 3 月 11 日以降に特定被災区域から他の市町村へ転入した者、局長通知第 2 の IV の 1 の (1) の⑥、⑦又は⑧に該当する被保険者であって指示又は通知があった日以降に特定被災区域から他の市町村へ転入した者についても、免除対象後期高齢者医療被保険者であること。

## 2 入院時食事療養費、入院時生活療養費等の額の特例について

- (1) 入院時食事療養費、入院時生活療養費等の額の特例の対象者は、免除対象後期高齢者医療被保険者であること。
- (2) 当該特例措置は、局長通知第 2 の IV の 2 の (2) に定める厚生労働大臣が定める日までの間に限って講じられるものであり、現在のところ平成 23 年 8 月 31 日を予定しているが、仮設住宅の建設状況等を踏まえて定めるものであること。
- (3) その他の取扱いについては、一部負担金の免除措置に準じること。

## 3 一部負担金の免除措置（入院時食事療養費、入院時生活療養費等の額の特例措置）に係る申請に関する事項

- (1) 一部負担金の免除措置（入院時食事療養費、入院時生活療養費等の額の特例措置）に係る申請（以下「免除申請」という。）については、当該免除措置等を受ける被保険者によるものとする。ただし、市町村自ら災害証明書等を交付しているため被災事実を把握している等の場合は、申請を待つことなく交付して差し支えないこと。

また、免除申請に当たっては、免除措置等を受けるに当たり必要な申請書（以下「免除申請書」という。）に被保険者証等及び免除対象後期高齢者医療被保険者である事実を確認できる書類を添付すること。なお、当該書類は次のようなものが考えられること。

- ① 家屋が全半壊し、又は全半焼した場合

り災証明書・被災証明書

(航空写真を活用して全壊と判定したことが確認できる場合や、長期避難世帯として取扱う区域に住所を有していることが確認できる場合は書類の提出を要しない。)

- ② 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合
  - イ 主たる生計維持者が死亡した場合
    - i り災証明書・被災証明書
    - ii i にその旨の記載がない場合は、死亡診断書
    - iii ii のみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書
    - iv 警察の発行する死体検案書
  - ロ 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合  
医師の診断書
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
  - i 法の規定に基づき、行方不明となった者の死亡推定の特例を適用し、支給決定された公的給付等（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく遺族補償年金等）の支給決定通知書の写し
  - ii 主たる生計維持者が行方不明であることを理由として、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に規定する災害弔慰金の支給を受けたことがわかる書類の写し
  - iii 第三者（事業主、病院長、施設長、民生委員、隣人等）の証明書
  - iv その他これらに準じる書類
- ④ 大震災により主たる生計維持者が業務を廃止し、若しくは休止し、又は失職し、現在収入がない場合
  - i 公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの
  - ii 主たる生計維持者による申立書及び事業主等による証明書（公的に発行される書類による確認が困難な場合に限る。)
- ⑤ 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行っている場合、又は同法第 20 条第 3 項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている場合  
避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの（後期高齢者医療広域連合において対象地域に住所を有していたことが確認できる場合は書類の添付を要しない。)
- ⑥ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている場合

特定避難勧奨地点に居住しており、避難していることが確認できる被災証明

(2) (1)に掲げる書類の入手が困難である場合には、申請者による申立を認めるものであること。この場合、親類又は知人による証明を受けることが望ましいものであること。ただし、(1)の③に掲げる書類の入手が困難である場合には、これらの書類の添付に代えて、後期高齢者医療広域連合が警察当局に次の方法により照会することで確認することが可能であり、これによっても確認できない場合には、申請者による申立てを認めるものであること。

① 申請を受け付けた後期高齢者医療広域連合において、行方不明者一覧表（以下「一覧表」という。）（別紙1）及び送付書（別紙2）を作成し、主たる生計維持者の行方が不明である旨の届出をした警察の住所を管轄する都道府県警察本部（以下「警察」という。）宛てに郵送すること（別紙3参照）。なお、各後期高齢者医療広域連合から警察への送付は、定期的に、特に急を要する場合には随時行うものとする。

② 各後期高齢者医療広域連合から送付を受けた警察は、一覧表に記載された行方不明者の把握状況について確認を行い、その確認結果について一覧表の「警察記入」欄に記載のうえ、送付先の各後期高齢者医療広域連合へ返送することとなるため、警察から一覧表が返送された各後期高齢者医療広域連合においては、警察からの回答内容を確認のうえ、行方不明者であることの認定を行うこと。

(3) 平成23年6月30日までは「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その6）（6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱い）」（平成23年5月2日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）により一部負担金の支払猶予の取扱いが継続されるが、同年7月1日以降は、免除証明書を保険医療機関等に提出しない場合には一部負担金の支払いが必要となること（平成23年7月1日以降も保険医療機関等の窓口における一部負担金の支払猶予が継続される市町村の免除対象後期高齢者医療被保険者を除く。）、及び免除証明書交付の申請について、被保険者に対して十分周知の徹底に努めること。

#### 4 免除等の認定

(1) 後期高齢者医療広域連合は、免除対象後期高齢者医療被保険者が免除申請に際して提出する書類により、局長通知の第2のIVの1の(1)及び本通知の1に定める一部負担金の免除措置等の要件に該当していることを確認の上、認定するものであること。



- (2) 後期高齢者医療広域連合は、(1)の認定を行った際に一部負担金免除等台帳（以下「免除台帳」という。）に被保険者証の記号番号等必要事項を記載するとともに、併せて免除の認定を受けた者（以下「免除認定者」という。）の氏名、発行年月日、有効期間等必要事項を記載すること。
- (3) 後期高齢者医療広域連合が免除対象後期高齢者医療被保険者に該当しないと認めるときは、免除台帳に却下年月日等を記載するとともに、免除申請却下通知書等を作成し、申請者に通知すること。

## 5 免除証明書の取扱い等に関する事項

- (1) 3の(1)による免除申請を受けた後期高齢者医療広域連合は認定を行い、免除証明書を被保険者に対して交付すること。
- (2) 免除証明書の有効期間は、一部負担金免除については、局長通知第2のIVの1の(1)の①、②、④及び⑤については平成23年3月11日から平成24年2月29日まで、局長通知第2のIVの1の(1)の③については平成23年3月11日から平成24年2月29日までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまで、局長通知第2のIVの1の(1)の⑥及び⑦については指示があった日から平成24年2月29日まで、局長通知第2のIVの1の(1)の⑧については通知があった日から平成24年2月29日までとすること。ただし、局長通知第2のIVの1の(1)の⑥、⑦又は⑧に該当する者であって平成24年2月29日までの間において当該指示又は特定が解除されたものについては、別途定める日までの間とすること。

入院時食事療養費及び入院時生活療養費等の額の特例については、2の(2)に定めるとおり、局長通知第2のIVの1の(1)の①、②、④、⑤、⑥、⑦及び⑧については当面平成23年8月31日まで、局長通知第2のIVの1の(1)の③については平成23年8月31日までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでとすること。ただし、局長通知第2のIVの1の(1)の⑥、⑦又は⑧に該当する者であって平成23年8月31日までの間において当該指示又は特定が解除されたものについては、別途定める日までの間とすること
- (3) 免除証明書を交付する際には、免除認定者に対し、保険医療機関等において療養を受ける際に、当該保険医療機関等の窓口（被保険者証（保険薬局にあっては処方せん）に添えて、当該免除証明書を提出するように指導すること。
- (4) 免除証明書を交付する際には、免除認定者に対し、保険医療機関等の窓口（被保険者証）に添えて、当該免除証明書を提出した場合に一部負担金の免除等がされる旨を周知すること。
- (5) 免除証明書を交付する際には、免除認定者に対し、被保険者証等の記載

事項に変更があったときは、被保険者証等の記載事項の変更と併せ免除証明書の記載事項についての変更を行う必要がある旨指導すること。

- (6) 免除認定者が被保険者資格を喪失した場合又は免除証明書の有効期間が終了した場合には、免除証明書を返還しなければならないこと。なお、免除認定者が転出により他の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる場合には、転出時に免除証明書の返還は行わず、新たに加入することとなる後期高齢者医療広域連合に提示することで、新たな免除証明書の交付を受けるものとする。

6 一部負担金の支払猶予の継続に関する申出について

局長通知第2のⅣの1の(3)のvにより、局長通知第2のⅢの1の(3)のvの申出を行った場合には、7月1日以降も免除証明書の交付が完了するまでの間、一部負担金の支払猶予を継続することとしている。この申出は、「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて」（平成23年5月2日付け保国発0502第1号）の様式第1により、平成23年5月16日までに県を通じて厚生労働省保険局国民健康保険課に提出すること。

7 免除対象後期高齢者医療被保険者が既に支払った一部負担金等の還付について

- (1) 局長通知第2のⅣの1の(4)又は2の(4)により一部負担金等の還付を受けようとする者は、後期高齢者医療一部負担金等還付申請書（以下「還付申請書」という。）に、理由を記載した上で、市町村を通じて後期高齢者医療広域連合に申請すること。
- (2) 還付申請書には、保険医療機関等が発行した領収証又は既に支払った一部負担金等の額を確認する書類を添付すること。
- (3) 還付申請書と併せて免除申請書が提出されたときは、後期高齢者医療広域連合は免除申請者が要件に該当すると認められ、局長通知第2のⅣの1の(2)に定める免除措置の期間内である場合には、免除証明書の発行を行うこととする。
- (4) 後期高齢者医療広域連合は、還付申請書の添付書類により、還付を申請する理由が妥当であると認めた場合には、現に支払った一部負担金等を申請者に還付することができるものであること。

8 被保険者証等の再交付について

平成23年7月1日以降は、保険医療機関等において原則どおり被保険者証

等の提示により資格確認を行う取扱いとなることから、被保険者に対して周知するとともに、6月末までに被保険者証等を確実に交付するよう努められたいこと。

行方不明者一覧表（〇月〇日～〇月〇日受付分）

〇〇〇（各保険者名）

項番	区分	ふりがな 氏名	生年月日 (電話番号)	性別 (続柄)	住所	行方不明年月日	届出年月日 (届出先警察)	警察記入欄	備考
1	(行方不明者)	ホケン 保険 イチロウ 一郎	昭和XX年XX月XX日	男	岩手県盛岡市盛岡X-X-X-X	平成23年3月11日	平成XX年XX月XX日	一致・一部一致・不明	
	(申請者)	ホケン 保険 ハナコ 花子	(03-XXXX-XXXX)	(妻)	岩手県盛岡市盛岡X-X-X-X		(〇〇〇警察)		
2	(行方不明者)	ホケン 保険 ジロウ 二郎	昭和XX年XX月XX日	男	岩手県盛岡市盛岡X-X-X-X	平成23年3月11日	平成XX年XX月XX日	一致・一部一致・不明	
	(申請者)	ホケン 保険 ヒロコ 弘子	(03-XXXX-XXXX)	(妻)	岩手県盛岡市盛岡X-X-X-X		(〇〇〇警察)		

(注1) 電話番号欄は申請者の電話番号を記載すること。  
 (注2) 届出年月日、届出先警察欄には、申請者が行方不明者について、警察への届出をしていると申し立てをしている場合において、その届出年月日、届出先警察を記載すること。  
 (注3) 備考欄には、警察で確認した結果、不一致となった事項等について記載すること。

別紙 1

(照会番号 XXXXXX)

## 送 付 書

〇〇〇県警察本部 御中

別添のとおり、行方不明者一覧表を送付しますので、確認のうえ返送願いたい。

記

保険 太郎 他 XXX 名

平成 XX 年 XX 月 XX 日

〇〇〇〇各保険者名（担当〇〇）

電話：XX-XXXX-XXXX

## 都道府県警察 照会窓口

別紙3

H23. 6. 11現在

	郵便番号	所在地		担当課	係名	代表電話番号	内線	F A X 番号	内線	メールアドレス
警察庁	100-8974	千代田区霞が関2-1-2	警察庁	生活安全企画課	相談・指導係	03-3581-0141	3025・3027	03-3581-0096	直通	yshin10@npa.go.jp
北海道	060-8520	札幌市中央区北2条西7丁目	北海道警察本部	生活安全企画課	生活安全係	011-251-0110	3035	011-251-3291	直通	なし
青森県	030-0801	青森市新町2-3-1	青森県警察本部	生活安全企画課	保護係	017-723-4211	3045	017-776-1497	直通	E10100I@plc.pref.aomori.jp
岩手県	020-8540	盛岡市内丸8-10	岩手県警察本部	生活安全企画課	生活安全企画係	019-653-0110	3023	019-653-2111	直通	DF008@pref.iwate.jp
宮城県	980-8410	仙台市青葉区本町3-8-1	宮城県警察本部	生活安全企画課	生活安全係	022-221-7171	3024	022-221-7171	3019	se-skika@mail.police.pref.miyagi.jp
秋田県	010-0951	秋田市山王4-1-5	秋田県警察本部	生活安全企画課	生活安全係	018-863-1111	3024	018-866-8145	直通	なし
山形県	990-8577	山形市松波2-8-1	山形県警察本部	生活安全企画課	生活安全企画係	023-626-0110	3022・3023	023-630-2937	直通	vpseiki@pref.yamagata.jp
福島県	960-8686	福島市杉妻2-16	福島県警察本部	生活安全企画課	保護係	024-522-2151	3024	024-524-0899	直通	なし
東京都	100-8929	千代田区霞が関2-1-1	警視庁	少年育成課	保護相談係	03-3581-4321	30752	03-3591-8581	直通	なし
茨城県	310-8550	水戸市笠原町978-6	茨城県警察本部	生活安全総務課	企画指導係	029-301-0110	3422	029-301-9565	直通	keiseisou@pref.ibaraki.lg.jp
栃木県	320-8510	宇都宮市塙田1-1-20	栃木県警察本部	生活安全企画課	企画係	028-621-0110	3022	028-627-6167	直通	なし
群馬県	371-8580	前橋市大手町1-1-1	群馬県警察本部	生活安全企画課	企画・指導係	027-243-0110	3033	027-223-7866	直通	gp-keiseiki@pref.gunma.jp
埼玉県	330-8533	さいたま市浦和区高砂3-15-1	埼玉県警察本部	生活安全企画課	行方不明・保護対策係	048-832-0110	3045・3046	048-825-7152	直通	なし
千葉県	260-8668	千葉市中央区長洲1-9-1	千葉県警察本部	生活安全総務課	行方不明・保護対策係	043-201-0110	3025	043-224-8590	直通	なし
神奈川県	231-8403	横浜市中区海岸通2-4	神奈川県警察本部	生活安全総務課	保護対策班	045-211-1212	3056	045-211-1212	3059	kpps02@police.pref.kanagawa.jp
新潟県	950-8553	新潟市新光町4-1	新潟県警察本部	生活安全企画課	企画指導係	025-285-0110	3021・3024	025-284-7445	直通	seiankikaku@nphitec.niigata.niigata.jp
山梨県	400-8586	甲府市丸の内1-6-1	山梨県警察本部	生活安全企画課	生活安全係	055-235-2121	3032	055-227-7830	直通	kst-seian@yamanashi.lg.jp
長野県	380-8510	長野市大字南長野字幅下692-2	長野県警察本部	生活安全企画課	地域安全推進室	026-233-0110	3044	026-233-0108	直通	police-seikatsuanzenkikaku@pref.nagano.lg.jp
静岡県	420-8610	静岡市追手町9-6	静岡県警察本部	生活安全企画課	行方不明保護対策係	054-271-0110	711-3035	054-271-0110	711-3019	なし
富山県	930-8570	富山市新緑曲輪1-7	富山県警察本部	生活安全企画課	企画係	076-441-2211	3022・3026	076-444-1167	直通	kenkei01@tpp.pref.toyama.lg.jp
石川県	920-8553	金沢市鞍月1-1	石川県警察本部	生活安全企画課	企画係	076-225-0110	3052・3034	076-225-0110	3019	bohan@police.pref.ishikawa.lg.jp
福井県	910-8515	福井市大手3-17-1	福井県警察本部	生活安全企画課	企画指導係	0776-22-2880	3024	0776-25-0347	直通	seiki@pref.fukui.lg.jp
岐阜県	500-8501	岐阜市藪田南2-1-1	岐阜県警察本部	生活安全総務課	企画係	058-271-2424	3023・3024	058-277-3789	直通	c18879@pref.gifu.lg.jp
愛知県	460-8502	名古屋市中区三の丸2-1-1	愛知県警察本部	生活安全総務課	保護対策室保護指導係	052-951-1611	3027	052-951-1678	直通	seianso@police.pref.aichi.lg.jp
三重県	514-8514	津市栄町1-100	三重県警察本部	生活安全企画課	地域安全係	059-222-0110	3037	059-222-0110	3019	anzen@police.pref.mie.jp
滋賀県	520-8501	大津市打出浜1-10	滋賀県警察本部	生活安全企画課	犯罪抑止第二係	077-522-1231	3035	077-522-1231	3019	PA1101@pref.shiga.lg.jp
京都府	602-8550	京都市上京区下立売通釜座東入敷/内町85	京都府警察本部	生活安全対策課	ストーカー対策係	075-451-9111	3473	075-431-6445	直通	なし
大阪府	540-8540	大阪市中央区大手前3-1-11	大阪府警察本部	生活安全総務課	保護係	06-6943-1234	30221・30226	06-6945-4453	直通	bouhan@police.pref.osaka.jp
兵庫県	650-8510	神戸市中央区下山手通5-4-1	兵庫県警察本部	生活安全企画課	生活安全第二係	078-341-7441	3047	078-351-7842	直通	なし
奈良県	630-8578	奈良市登大路町80	奈良県警察本部	生活安全企画課	企画・保護係	0742-23-0110	3022・3023	0742-23-0110	3019	なし
和歌山県	640-8588	和歌山市小松原通1-1-1	和歌山県警察本部	生活安全企画課	企画指導係	073-423-0110	3047	073-433-7656	直通	e8008001@pref.wakayama.lg.jp □
鳥取県	680-8520	鳥取市東町1-271	鳥取県警察本部	生活安全企画課	企画係	0857-23-0110	3021	0857-23-0110	3019	k_seianzensoudan@pref.tottori.jp
島根県	690-8510	松江市殿町8-1	島根県警察本部	生活安全企画課	安全まちづくり推進室	0852-26-0110	3052	0852-24-9110	直通	pph-seiki@pref.shimane.lg.jp
岡山県	700-8512	岡山市内山下2-2-6	岡山県警察本部	生活安全企画課	企画係	086-234-0110	3021・3020	086-234-0110	3019	pseikatu@pref.okayama.lg.jp
広島県	730-8507	広島市中区基町9-42	広島県警察本部	生活安全総務課	保護・行方不明者係	082-228-0110	3042	082-228-1109	直通	Y0773128@hpawan01.npa
山口県	753-8504	山口市滝町1-1	山口県警察本部	生活安全企画課	地域安全第一係	083-933-0110	3017	083-928-5019	直通	seiankikaku@police.pref.yamaguchi.lg.jp
徳島県	770-8510	徳島市万代町2-5-1	徳島県警察本部	生活安全企画課	生活安全係	088-622-3101	3036	088-652-4410	直通	seian-s@police.pref.tokushima.lg.jp
香川県	760-8579	高松市番町4-1-10	香川県警察本部	生活安全企画課	保護係	087-833-0110	3026	087-833-2231	直通	seikatuanzen@pref.kagawa.lg.jp
愛媛県	790-8573	松山市南堀端町2-2	愛媛県警察本部	生活安全企画課	生活安全企画係	089-934-0110	3032・3033	089-934-0110	直通	hanzaiyokusi@police.pref.ehime.jp
高知県	780-8544	高知市丸の内2-4-30	高知県警察本部	生活安全企画課	警察総合相談係	088-826-0110	3016・3017	088-826-0110	3019	bouhan@police.pref.kochi.jp
福岡県	812-8576	福岡市博多区東公園7-7	福岡県警察本部	生活安全総務課	保護対策係	092-641-4141	3028	092-643-2163	直通	seian@police.pref.fukuoka.jp
佐賀県	840-8540	佐賀市松原1-1-16	佐賀県警察本部	生活安全企画課	ストーカー・DV対策係	0952-24-1111	3045	0952-24-1111	3019	kusaba-atumi@pref.saga.lg.jp
長崎県	850-8548	長崎市万才町4-8	長崎県警察本部	生活安全企画課	安全係	095-820-0110	3027	095-820-1269	直通	npp-gaitai@police.pref.nagasaki.jp
熊本県	862-8610	熊本市水前寺6-18-1	熊本県警察本部	生活安全企画課	行政第二係	096-381-0110	3454	096-381-0110	3019	seianki@poppy.ocn.ne.jp
大分県	870-8502	大分市大手町3-1-1	大分県警察本部	生活安全企画課	保護係	097-536-2131	3024	097-537-2114	直通	なし
宮崎県	880-8509	宮崎市旭1-8-28	宮崎県警察本部	生活安全企画課	警察安全相談係	0985-31-0110	3053	0985-31-0110	3019	なし
鹿児島県	890-8566	鹿児島市鴨池新町10-1	鹿児島県警察本部	生活安全企画課	生活安全係	099-206-0110	3021・3025 3026・3027	099-206-2655	直通	kp-seian@pref.kagoshima.lg.jp
沖縄県	900-0021	那覇市泉崎1-2-2	沖縄県警察本部	生活安全企画課	企画指導係	098-862-0110	3021・3023	098-862-0110	3019	なし

保保発0621第1号  
平成23年6月21日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

「東日本大震災により被災した被保険者等に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて」の一部改正について

東日本大震災により被災した健康保険及び船員保険の被保険者等の一部負担金等の免除等の取扱いについて、平成23年6月16日に、原子力災害対策本部が事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される「特定避難勧奨地点」に居住する住民に対する注意喚起、避難の支援等を行う方針を示したことを踏まえ、「東日本大震災により被災した被保険者等に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて」（平成23年5月2日保保発0502第1号）を別添のとおり改正するので、適切に対応いただくとともに、被保険者等への周知をお願いしたい。

（改正カ所は下線を引いた部分）

保保発0502第1号  
平成23年5月2日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

東日本大震災により被災した被保険者等に対する一部負担金等の  
免除等の取扱いについて

標記については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号。以下「法」という。）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」（平成23年政令第131号。以下「政令」という。）及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令」（平成23年厚生労働省令第57号。以下「省令」という。）により必要な諸規定が整備されたところであるが、その取扱いは、平成23年5月2日保発0502第2号（以下「局長通知」という。）によるほか、下記の事項に留意し、取扱いに遺漏なきを期するとともに、被保険者等への周知をお願いしたい。

## 記

### 第一 一部負担金等免除証明書の提出

- (1) 東日本大震災（以下「大震災」という。）により被災した健康保険の被保険者又は被扶養者（いずれも特別療養給付の受給者を含む。）であって、その被保険者又は被扶養者の保険者が一部負担金等の免除の特例措置の対象に該当する者として認定した者（以下「免除認定者」という。）は、保険医療機関等で一部負担金、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、保険外併用療養費に係る自己負担額、療養費に係る自己負担額、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族療養費に係る自己負担額、家族訪問看護療養費に係る自己負担額又は特別療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」という。）の免除を受けようとする場合には、その保険医療機関等の窓口



提出する被保険者証等に、保険者から交付される健康保険一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）を添えること（保険薬局にあっては、処方せんに免除証明書を添えること。）。

- (2) (1)にかかわらず、法の施行直後は保険者による免除証明書の発行準備が十分に整わないことが予想されることから、平成23年6月末までは「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」（その6）（6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱い）（平成23年5月2日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）により一部負担金等の支払猶予を継続することとしたので、保険者はその間に免除証明書の発行を速やかに完了すること。
- (3) 一部負担金等のうち、一部負担金に相当する額（局長通知第2 I 1 (5)に定める一部負担金相当額をいう。以下「一部負担金相当額」という。）の免除期間は、平成24年2月29日までと定めており、入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額に相当する額（局長通知第2 I 2 (2)で免除の対象となっている標準負担額をいう。以下「標準負担額相当額」という。）の免除期間は、法第50条の規定により、厚生労働大臣が定める日までと定めている。この厚生労働大臣が定める日は、平成23年8月31日を予定しているが、救助の実施状況如何により延長されることがありうること。
- (4) 局長通知第2 I 1 (1)④の屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示が4月22日に解除された地域は、6月30日までの間に受けた療養について免除措置を適用すること。（局長通知第2 I 1 (2)関係）

## 第二 免除認定者の概要

- (1) 免除認定者は、局長通知第2 I 1 (1)①から⑦までのいずれかに該当する者として保険者が認めた被保険者又は被扶養者であること。
- (2) 局長通知第2 I 1 (1)②の「重篤な傷病」とは、1か月以上の治療を要すると認められる者を対象とするものであること。
- (3) 局長通知第2 I 1 (1)④及び⑤の指示があった日は、現時点では、以下のとおりであること。

福島第1原子力発電所から半径10km圏内の地域	3月11日
福島第1原子力発電所から半径10～20km圏内の地域	3月12日
福島第2原子力発電所から半径10km圏内の地域	3月12日
福島第1原子力発電所から半径20～30km圏内の地域	3月15日
局長通知第2 I 1 (1)⑤の指示の対象地域	4月22日

- (4) 局長通知第2 I 1 (1)⑦の「その他上記の①から⑥までに準ずる者として健保保険者が認めたもの」には、次のような者が該当すること。

なお、保険者は、認定に当たり被災者救済の観点から個々の事例に応じて社会通念上適切に判断することが求められていること。

① 被保険者関係

ア 平成 23 年 3 月 11 日の時点で、単身赴任等により特定被災区域（法第 2 条第 3 項に規定する、東日本大震災に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域をいう。別添参照）に家族とともに居住していなかったが、その後特定被災区域に住所を変更した者であって、大震災による被害を受けたことにより、その家族の住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をしたもの（特定被災区域外でこれに準ずる場合を含む。）

イ 特定被災区域に居住していないが、大震災による直接の被害を受けたことにより、その者が居住していた住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者

ウ 特定被災区域に居住していないが、大震災による被害を受けたことにより、その者が属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負い、又は行方が不明である者

エ 平成 23 年 3 月 11 日の時点で、単身赴任等により特定被災区域に居住していなかったが、その後特定被災区域に住所を変更した者であって、その家族が同日時点で居住していた地域が、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるもの

オ 平成 23 年 3 月 11 日の時点で、単身赴任等により特定被災区域に家族とともに居住していなかったが、その後特定被災区域に住所を変更した者であって、その家族が同日時点で居住していた地域が、大震災による被害を受けたことにより、原子力災害対策特別措置法第 20 条第 3 項の規定による、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっているもの

カ 被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）第 2 条第 2 号ハに規定する長期避難世帯（自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯をいう。以下同じ。）に属している者

キ 平成 23 年 3 月 11 日の時点で、単身赴任等により特定被災区域に家族とともに居住していなかったが、その後特定被災区域に住所を変更した者であって、その家族が同日時点で居住していた住居が、特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第 17 条第 8 項の規定により設

置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。以下同じ。)であるため、避難を行っている者

② 被扶養者関係

ア 平成23年3月11日の時点で、勉学等により特定被災区域に家族とともに居住していなかったが、大震災による被害を受けたことにより、その家族が特定被災区域内で居住していた住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者（特定被災区域外でこれに準ずる場合を含む。）

イ 特定被災区域に居住していないが、大震災による直接の被害を受けたことにより、その者が居住していた住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者

ウ 特定被災区域に居住していないが、大震災による被害を受けたことにより、その者と同居していた主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負い、又は行方が不明である者

エ 平成23年3月11日の時点で、勉学等により特定被災区域に家族とともに居住していなかったが、大震災による被害を受けたことにより、特定被災区域に居住していたその者の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負い、又は行方が不明である者（特定被災区域外でこれに準ずる場合を含む。）

オ 平成23年3月11日の時点で、勉学等により特定被災区域に家族とともに居住していなかったが、その家族が同日時点で居住していた地域が、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている者

カ 平成23年3月11日の時点で、勉学等により特定被災区域に家族とともに居住していなかったが、その家族が同日時点で居住していた地域が、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている者

キ 平成23年3月11日の時点で、勉学等により特定被災区域に家族とともに居住していなかったが、その家族が同日時点で居住していた世帯が、被災者生活再建支援法第2条第2号ハに規定する長期避難世帯に属している者

ク 特定避難勧奨地点として特定した旨の通知があった日の時点で、勉学等により特定被災区域に家族とともに居住していなかったが、その家族が同日時点で居住していた住居が、特定避難勧奨地点であるため、避難を行っている者

ケ 平成23年3月11日以降に新たに出産、結婚その他これに準ずる理由により被保険者たる免除認定者の被扶養者になった者

### 第三 一部負担金等免除証明書の交付申請

- (1) 一部負担金等の免除の措置を受けようとする者は、あらかじめ保険者に対し、免除申請書を提出すること（様式例1参照）。
- (2) 免除申請書の提出の際には、保険者は、次に掲げる場合に応じ、被保険者証等及び以下のような書類を求めること。

① 家屋が全半壊又は全半焼した場合

罹災証明書・被災証明書の写し。ただし、罹災証明書の交付を受けることが困難である場合は、仮設住宅入居契約書、一時使用住宅入居契約書等、家屋の全半壊又は全半焼を前提条件とする契約に関する書類の写しでも認めること。

② 主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った場合

ア 罹災証明書・被災証明書の写し（主たる生計維持者の死亡にかかる記載がある場合）

イ 死亡診断書の写し

ウ 死亡診断書のみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書の写し

エ 警察の発行する死体検案書の写し

オ 埋葬許可証の写し

カ 罹災により一か月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書等の写し

※ 主たる生計維持者との関係が不明である場合には、以下の書類を求めること。

ア 世帯全体の住民票の写し又は被保険者証等の写し

イ 生計維持関係が判別できる所得証明書の写し

③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合

東日本大震災により、主たる生計維持者が行方不明となったことについての申請者の申立書及び次のアからエのいずれかの書類

ア 法の規定に基づき、行方不明となった者の死亡推定の特例を適用し、支給決定された公的給付等（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく遺族補償年金等）の支給決定通知書の写し

イ 主たる生計維持者が行方不明であることを理由として、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に規定する災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類の写し

ウ 第三者（事業主、行方不明者の同僚等）の証明書

エ その他これらに準じる書類

④ 長期避難世帯である場合

市町村が発行した「長期避難世帯に該当する旨の証明書」の写し

⑤ 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている場合、若しくは同法第20条第3項の規定による計画的避難区域又は緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている場合

避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの（保険者の側で、申請者等が対象地域に住所を有していたことが確認できる場合は書類の添付を要しない。）

⑥ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている場合

特定避難勧奨地点に居住しており、避難していることが確認できる被災証明

(3) 被保険者証等や罹災証明書等、(2)に掲げる書類の入手が困難な場合には、免除申請者による申立を認めること。この場合、事業主、親族又は知人等関係者による証明を申立に併せて受けることが望ましいこと。なお、(2)の③エの「その他これらに準ずる書類」には、行方不明者の状況を警察から確認できた場合を含むこととし、具体的には以下のような方法により確認を行うこと。

① 申請を受付けた各保険者において、別紙1及び別紙2の例により、一部負担金等免除請求者一覧表（以下「一覧表」という。）及び送付書を作成し、行方不明者の届出をした警察の住所を管轄する都道府県警察本部（以下「警察」という。）宛てに郵送すること。（別紙3参照）

なお、各保険者から警察への送付は、定期的に、特に急を要する場合には随時、行うものとする。

② 各保険者から送付を受けた警察は、一覧表に記載された行方不明者の把握状況の確認を行い、その確認結果を一覧表の「警察記入」欄に記載した上、送付先の各保険者へ返送することとなるので、警察から一覧表が返送された各保険者では、警察からの回答内容を確認の上、行方不明者である旨の認定を行うこと。

(4) (2)による申請は、事業所ごとに取りまとめて行うことも可能であり、免除申請者の利便を考慮し、被保険者の負担の軽減に配慮すること。

(5) (2)による申請を受け、認定を行い、免除証明書を免除申請者に対して交付すること。この場合、交付する免除証明書は、原則として個人単位で交付すること（様式例2参照）。ただし、やむを得ない場合には世帯単位で交付することも差し支えないこと。

- (6) (1)による申請により交付された免除証明書の有効期間は、発行の日から平成24年2月29日（標準負担額相当額の免除については、厚生労働大臣が定めた日）までとする。

#### 第四 免除の認定

- (1) 保険者は、申請者が提出する第三の(2)の書類により一部負担金等の免除の要件に該当していることを確認の上、認定すること。
- (2) 保険者は、(1)の認定を行った際に一部負担金等免除台帳（以下「免除台帳」という。）を作成し、免除認定者の被保険者記号番号、免除認定者の氏名、発行年月日、有効期限等の必要事項を記載すること。
- (3) (1)の場合に、免除申請の対象者が免除認定者に該当しないと認められるときは、保険者は、健康保険一部負担金等免除却下通知書（様式例3参照）等を作成し、免除申請者に通知すること。

#### 第五 免除証明書の交付

- (1) 第三(1)の免除申請につき、保険者が免除申請の対象者を免除認定者と認めた場合には、免除申請者に対し免除証明書を交付すること（様式例2参照）。
- (2) 免除証明書の有効期限は、一部負担金相当額の免除については、平成24年2月29日までとする。ただし、局長通知第2 I 1 (1)③に該当する者については、主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間、局長通知第2 I 1 (1)④、⑤又は⑥に該当する者については、平成24年2月29日までの間において当該指示又は特定が解除されるまでの間とする。  
また、標準負担額相当額の免除については、第一(3)の厚生労働大臣の定める日までの間とすること。
- (3) 免除証明書を交付する際には、免除認定者に対し、保険医療機関等で療養を受ける際に、その保険医療機関等の窓口（被保険者証等（保険薬局にあっては処方せん）に添えて、免除証明書を提出するように指導すること。
- (4) 免除証明書を交付する際には、免除認定者に対し、保険医療機関等の窓口（被保険者証等）に免除証明書を提出した場合に、一部負担金等の支払を免除される旨を周知すること。
- (5) 免除証明書を交付する際には、免除認定者に対し、次に該当したときは、免除証明書を返納するよう指導すること。
- ① 資格を喪失したとき。
  - ② 保険者を変更したとき。
  - ③ 免除証明書の有効期限に達したとき。

- (6) 被保険者証等の記載事項に変更があったときは、被保険者証等の記載事項の変更と併せ免除証明書の記載事項の変更を行う必要がある旨指導すること。
- (7) 免除証明書を交付する際には、免除認定者が特別療養給付を受けなくなった場合には、免除証明書を返納するよう指導すること。

#### 第六 免除認定者が既に支払った一部負担金等の還付について

- (1) 平成 23 年 3 月 11 日以降、免除認定者が既に支払った一部負担金等（第一(3)の厚生労働大臣が定める日の翌日以降は、標準負担額相当額を除く。）は、その免除認定者（被扶養者である場合にはその被保険者）からの申請により、保険者が当該免除認定者に対し、還付を行うものとする。この場合、還付を受けようとする者（以下「還付申請者」という。）は、健康保険一部負担金等還付申請書（以下「還付申請書」という。様式例 4 参照）に、免除がある旨を承知していなかったこと等、還付を申請する理由を記載した上で、免除申請書又は免除証明書を添えて、保険者に提出すること。
- (2) 還付申請書には、保険医療機関等が発行した領収証又は記載された一部負担金等の額を確認する書類を添付すること。
- (3) 還付申請書と併せて免除申請書が提出された場合、還付申請者が局長通知第 2 I 1 (1)に定める要件のいずれかに該当すると認められる時は、免除証明書の有効期限前である場合には、保険者は免除証明書の発行を行うこと。
- (4) 保険者は、還付申請書の添付書類により、還付を申請する理由が妥当であると認める場合は、現に支払った一部負担金等を還付申請者に還付すること。この場合には、平成 23 年 6 月末日までに免除証明書の交付が間に合わず、免除証明書が交付されるまでの間に、被保険者等が保険医療機関等に一部負担金等を支払った場合も含まれること。
- (5) なお、保険者は、一部負担金等を支払った免除認定者が受診当時 70 歳から 74 歳の者（現役並み所得者を除く。）であって、その免除認定者が保険医療機関等で医療費の 1 割相当分を超える一部負担金等を支払った場合、その免除認定者に対して、一部負担金等を還付することに加えて、医療費の 1 割相当分は、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金から支出されるべきものとして、審査支払機関に対して請求すること。また、70 歳から 74 歳の者に係る療養費の請求も、同様の取扱いとすること。

#### 第七 被保険者証等の再発行について

被保険者証等の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震による被災者に

係る被保険者証等の提示について」(平成23年3月11日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)により、保険医療機関等の窓口での提示を不要としているほか、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う高齢受給者証等の取扱い」(平成23年3月25日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡)により、高齢受給者証の有効期限の延長を認めているところであるが、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」(平成23年5月2日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)により、平成23年7月1日以降は、保険医療機関等において原則どおり被保険者証等の提示により資格確認を行う取扱いとなることから、6月末までに被保険者証等を確実に交付するよう努めること。

## 第八 傷病手当金等の支給の特例等について

### 1 傷病手当金の支給の特例

- (1) 局長通知第2 I 4 (4)に定める傷病手当金の支給の特例を適用すべき者は、局長通知第2 I 4 (1) (i)又は(ii)に基づく標準報酬月額の変更(以下「特例改定」という。)を行った者であって、以下のいずれかの条件を満たすものとする。
  - ① 平成23年3月11日の時点で、現に傷病手当金を受給していること。
  - ② 平成23年3月11日の時点で、現に傷病手当金を受給していないが、受給するための要件を満たしていること(報酬や出産手当金との調整のため傷病手当金の支給が停止されている者を含む)。
  - ③ 東日本大震災による被害を受けたことにより、平成23年3月11日以降に、傷病手当金を受給するための要件を満たしたこと。
- (2) (1)の条件を満たす者が受ける傷病手当金は、労務不能であった日が平成23年3月11日から平成24年2月29日までの受給分に限り、特例改定を行う前の標準報酬月額と、特例改定を行った後の標準報酬月額とのいずれか高い方の額を、支給金額の算定を行うために用いる標準報酬月額とみなして支給すること。
- (3) 保険者は、特例改定が行われた者に対して傷病手当金を支給する際には、その者が(1)①又は②の条件を満たしているかどうかを確認すること。
- (4) 特例改定が行われた者であって(1)③の条件を満たすものが、傷病手当金の支給を受けようとするときは、東日本大震災による被害を受けたことが原因で傷病を発したことが認められる旨を記載した医師の診断書等を、支給の申請の際に添付すること。
- (5) 保険者は、傷病手当金の支給申請書に添付された医師又は歯科医師の意見書の記載から、東日本大震災による被害を受けたことが原因で傷病を発したことが保険者の側で確認できる場合は、(4)に掲げる書類の添付を不要とでき



ること。

- (6) (4)に掲げる書類の入手が困難な場合には、免除申請者による申立を認めるものであること。この場合、事業主、親族又は知人等関係者による証明を受けることが望ましいこと。

## 2 出産手当金の支給の特例

- (1) 局長通知第2 I 4 (4)に定める出産手当金の支給の特例を適用すべき者は、特例改定を行った者であって、以下のいずれかの条件を満たすものとする。

- ① 平成23年3月11日の時点で、現に出産手当金を受給していること。
- ② 平成23年3月11日の時点で、現に出産手当金を受給していないが、受給するための要件を満たしていること（報酬等との調整のため出産手当金の支給が停止されている者を含む。）。

- (2) (1)の条件を満たす者が受ける出産手当金は、労務不能であった日が平成23年3月11日から平成24年2月29日までの受給分に限り、特例改定を行う前の標準報酬月額と、特例改定を行った後の標準報酬月額とのいずれか高い方の額を、支給金額の算定を行うために用いる標準報酬月額とみなして支給すること。

- (3) 保険者は、特例改定が行われた者に対して出産手当金を支給する際には、その者が(1)①又は②の条件を満たしているかどうかを確認すること。

## 第九 船員保険における取扱いについて

### 1 一部負担金等免除証明書の提出等

第一から第七までと同様に取り扱われたいこと。

### 2 傷病手当金の支給の特例等について

#### (1) 傷病手当金及び出産手当金の支給の特例

第八の1及び2と同様に取り扱われたいこと。

#### (2) 休業手当金等の特例

局長通知第2 II 4 (5) i から xiiまで (ix及びxを除く。)に掲げる給付の支給を受ける者についても、支給申請書及び添付書類のほか、それぞれ大震災による被害を受けたことにより、その給付の原因となった疾病若しくは負傷、又はこれによる疾病を発したこと、又はこれにより被保険者等が死亡したこと等を明らかにすることができる書類（当該疾病若しくは負傷が大震災に起因するものである旨の医師の診断書又は当該疾病若しくは負傷が死亡の原因である旨の死亡診断書等）を添付すること。なお、添付書類等の取扱いについては、第八の1と同様に取り扱われたいこと。